

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1050号)

平成24年7月10日

横情審答申第1050号

平成24年7月10日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年8月16日健生活第639号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「計画説明概要報告書について（泉区）（平成23年度健生活第275号）」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「計画説明概要報告書について（泉区）（平成23年度健康生活第275号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「計画説明概要報告書について（泉区）（平成23年度健康生活第275号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年6月22日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア、第4号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

計画説明概要報告書に添付されている経過表、計画説明会議事録、説明状況一覧表、本件申立文書に係る墓地の設置を計画する事業者（以下「本件事業者」という。）が作成した居住者名簿及び書留・特定記録郵便物等受領証に記載されている情報のうち、個人の氏名及び住所、建物名並びに周辺住民名簿番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当するとして非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件申立文書には、事業計画に係る当事者間の信書（以下「本件信書」という。）が含まれている。墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営許可等の手続で生じる信書の特徴は、墓地等の設置計画で生じた紛争の解決のために当事者間で交わした協議内容等が記載されている点にある。

イ 仮に本件信書を開示した場合、当事者双方の意見や見解、交渉手段、周辺住民の地域の実情などが公になることになり、安心して信書を交わすことができないという危惧の念を当事者に抱かせ、墓地等の設置計画に係る合意形成に支障が生

じるおそれがある。

ウ 墓地等の設置計画に係る合意形成に支障が生じてしまうと、「紛争が生じた場合、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めること」という横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第57号。平成23年2月横浜市条例第5号による全部改正前のもの。以下「墓地条例」という。）の規定を事業者が遵守するに当たって多大な労力や時間を費やすことにもなりかねず、許可申請等の手続に遅れが生じ、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害されることになる。

エ しかし、墓地条例では合意形成が申請要件となっていない。そのため、当事者双方の合意形成がなされないまま事業者から許可申請を提出される可能性があり、その結果として住民の意見が十分に反映されずに墓地が建設されることとなるため、自治会等の利益を害することになる。

これらのことから、当事者双方の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

法人の代表として押印されている代表者印の印影は、一般的に預金通帳など当該法人の財産管理のために使用されているものであることから、これらの印影が公にされ、第三者に悪用されると、当該法人の財産等の保護に支障が生じるおそれがある。そのため、法人代表者印の印影については本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 墓地等経営許可等事務を進めるに当たっては、中立、公正な第三者の立場で当事者双方から意見を聴き、双方の信頼関係を得て、合意の可能性を模索しながら適宜調整を行う必要がある。合意形成の実現は、単に行政指導等、墓地等経営許可等事務において法令上認められている権限を適切に行使すれば足りるものではない。このため、墓地条例第1条の趣旨を尊重しつつ、当事者間の合意形成の進捗状況及び実現性を確認しながら、ときには合意形成が進むよう当事者双方へ働きかけを行っている。

イ 本件信書を開示することにより、当事者双方の意見や見解、交渉手段、周辺住民の地域の実情などが公になると、安心して市に相談ができないという危惧の念を当事者双方に抱かせ、その結果、市に対する信頼が損なわれるおそれがある。また、協議、あっせん、調停等の手続を通して当事者双方から意見を聴き、双方

の信頼を得て合意の可能性を模索しながら適宜調整を行う墓地等経営許可等事務に支障を来すおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消し、本件申立文書のうち下記の開示を求める。

ア 別紙 1、2、3、4、5

イ 表「説明の状況」の番号24、45、54の氏名及び住所

ウ 表「説明の状況」の番号18、31、39、40、47、51、71、84の氏名及び住所

(2) 実施機関は、本件信書を開示することにより事業者と周辺住民が組織する団体間の信用が損なわれると主張するが、行政の中途半端な非開示こそ両者間の信用を損なうことになる。また、事業者が計画を進めるに当たり支障が生じ墓地の実現性が損なわれるおそれがあるとの主張は、住民の立場を全く無視したものであり事業者有利の適用である。

(3) 住民説明会は公開で行われたため、その報告を非開示とする理由はないので、実施機関は条例の適用を誤っている。事業者は、住民説明会において自治会からの質問事項についても答えることになっていたが、非開示では答えの内容が分からない。また、出席対象者は開示されているが、「説明の状況」の出席者及び説明不要者の氏名及び住所が開示されていない。出席者は少人数のようであるが、そのような説明会は成り立たないのではないかと考える。

(4) 実施機関は、あっせん又は調停が不調に終わった場合でも墓地条例で合意形成が申請要件とはなっていないため、そのことをもって不許可処分とすることはないと主張するが、それは、事業者が周辺住民の意見を無視した場合でも許可されるということであるため、墓地条例自体全く不公平である。法的拘束力をもって住民の意見を具現化できないという不公平さが顕著に現れる。

(5) 主な非開示の理由は、当事者双方の意見等が公になると信書を取り交わすことに不安を覚え、市への信頼が損なわれるため、その結果、合意形成、許可申請事務などに支障ないし遅れが出ることでであると解するが、ここでも許可申請手続を優先する姿勢が目立ち、住民の申立て、権利及び利益が軽視されている。個人情報ないし明らかに事業者の正当な利益を害するおそれのある経営指標などを除いては、非開示とする理由はない。市へどのような書類が報告されているのか不明である。

- (6) 墓地の設置は、事業者のみならず墓地の周辺住民にとって大きな利害を伴うものである。そのため、当然なこととして住民は墓地許可申請の経過を知る必要があり、知る権利を有するものとする。

5 審査会の判断

(1) 墓地等経営許可等に係る事務について

ア 墓地等を経営しようとする者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条及び墓地条例第4条に基づき市長に申請し許可を受けなければならないこととされている。

イ 事業者は、墓地条例第13条に基づき墓地等の設置等の計画について周知を図るため標識を設置し、その旨を市長に届け出なければならないとされており、標識設置後は、同条例第14条に基づき当該墓地等設置計画について周辺住民に説明し、速やかにその概要を市長に報告しなければならないとされている。

ウ その後、周辺住民から協議の申出がなければ、事業者は、墓地等経営許可申請を行う。市長は、当該申請の内容を審査し、事業者の経営主体としての適格性及び墓地等設置基準等の適合性を確認の上、許可を行うこととなっている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件事業者が、墓地の設置計画に関し平成23年3月及び5月に実施した墓地計画説明会に伴い作成し、市に提出した計画説明概要報告書であり、起案用紙を含めた以下の文書で構成されている。

ア 計画説明概要報告書

イ 経過表（別紙1から11までの信書を含む。）

ウ 計画説明会議事録

エ 説明状況一覧表

オ 居住者名簿及び書留・特定記録郵便物等受領証

カ 土地所有者名簿、登記事項要約書及び建物所有者名簿

このうち、実施機関は、前記イからオまでの文書に記載された情報のうち、個人の氏名及び住所、周辺住民名簿番号並びに居住者名簿中の建物名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

また、経過表のうち法人代表者印の印影を同項第4号並びに事業計画に係る当事者間の交渉内容を同項第3号ア及び第6号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

なお、申立人は、異議申立書及び意見陳述において、経過表に添付された本件信書のうちの別紙1から5まで（以下「申立部分1」という。）及び説明状況一覧表に記載された特定の番号に係る個人の氏名及び住所（以下「申立部分2」という。申立部分1及び申立部分2を総称して以下「本件申立部分」という。）を開示するよう求めると主張しているため、本件申立部分について以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件信書を開示することにより、当事者双方の意見や見解、交渉手段、周辺住民の地域の実情などが公になると、安心して市に相談ができないという危惧の念を当事者双方に抱かせることになり、その結果、市に対する信頼が損なわれ、協議、あっせん、調停等を通して当事者双方から意見を聴き、双方の信頼を得て合意の可能性を模索しながら適宜調整を行う墓地等経営許可等事務に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張している。

ウ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、申立部分1には、墓地条例に基づく計画説明を受けた自治会等が本件事業者に対して行った申し入れや、それに対する本件事業者の対応や考え方など、当事者双方の意見や見解が具体的に記載されていることが認められた。このような当事者双方の意見や見解が公になると、安心して市に相談することができないという危惧の念を当事者に抱かせ、当事者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の墓地等経営許可等に際してあっせんの申出がなされにくくなるなど墓地等経営許可等事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、申立部分1は本号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、申立部分1は本号アに該当すると主張するが、前記(3)ウで述べ

たとおり条例第7条第2項第6号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(5) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、申立部分1には、法人代表者印の印影が記録されているのが認められた。実施機関は、法人代表者印の印影は本号に該当すると主張するが、申立部分1は、前記(3)ウで述べたとおり条例第7条第2項第6号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(6) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、申立部分2は本号に該当するとして非開示としている。申立部分2は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年8月16日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成23年9月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年9月2日 (第124回第三部会) 平成23年9月8日 (第191回第一部会) 平成23年9月13日 (第198回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月23日 (第210回第二部会)	・審議
平成24年4月10日 (第211回第二部会)	・審議
平成24年4月24日 (第212回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年5月29日 (第214回第二部会)	・審議
平成24年6月12日 (第215回第二部会)	・審議